

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給します

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する給付金です。

対象者	次の①、②いずれかに該当する世帯（令和3年度臨時特別給付金を受給した世帯を除く） ①令和4年度「住民税均等割が非課税」の世帯 世帯全員が、令和4年度の住民税均等割が非課税であり、住民税が課税されている人の扶養親族となっていない世帯 ②家計急変世帯 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯 ※住民税非課税相当とは、世帯全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が住民税均等割非課税水準以下となった場合です。
支給額	1世帯当たり10万円（1回のみ）
申請方法	①の対象世帯には市から確認書を郵送します。 内容を確認のうえ、社会福祉課に返信してください。 ②の対象世帯は申請が必要です。申請書に必要事項を記入して、収入額が確認できる添付書類とともに、令和4年9月30日（金）（消印有効）までに社会福祉課窓口または郵送で提出してください。
問い合わせ先	社会福祉課（☎52-7333）平日8:30～17:15 内閣府／臨時特別給付金コールセンター（☎0120-526-145）平日9:00～20:00

追加接種（3・4回目接種）

対象の人で、まだ接種していない人は早めの接種をお勧めします。

■接種会場や予約方法の詳細は市ホームページまたは6月15日号7ページをご確認ください。

■初回接種（1・2回目接種）を希望する人は健康増進課（☎71-1817）にお問い合わせください。

	対象	接種間隔	接種券の入手方法
3回目	12歳以上	2回目接種から5か月以上	接種可能となる日の前後1週間にご自宅に届きます
	60歳以上	3回目接種から5か月以上	接種可能となる日の前後1週間にご自宅に届きます
4回目	18～60歳未満の人で、基礎疾患※を有する人・その他重症化リスクが高いと医師が認める人	3回目接種から5か月以上	次のいずれかの方法で入手 ・来所：保健センター（健康増進課） ・電話：保健センター（☎71-1817）

※基礎疾患について、詳しくは市ホームページをご確認ください。